



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年11月22日火曜日 第1713号

## ◇ 目次 ◇

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....	1179
<b>告 示</b>	
新たに生じた土地の確認（松山市）.....	1180
町の区域の変更（ " ）.....	1180
新たに生じた土地の確認（松山市）.....	1180
町の区域の変更（ " ）.....	1180
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	1180
新たな土地改良事業の施行の認可.....	1182
建設業者の許可の取消し.....	1182
道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....	1182
道路の供用開始（ " ）.....	1183
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	1183
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	1183
道路の供用開始（ " ）.....	1183
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	1184
開発行為に関する工事の完了.....	1184

## 公営企業告示

落札者等の告示.....	1184
--------------	------

## 正 誤

平成17年11月8日付け第1709号愛媛県告示第1988号（道路の位置の指定）中.....	1184
---	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第71号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第132条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 入札書の提出方法（電子入札（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と入札者又は見積者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う入札又は見積りの手続をいう。以下同じ。）にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作

られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の記録方法）

第133条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 契約担当者は、電子入札により一般競争入札をするときは、予定価格を契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

第134条第2項中「書面」の下に「又は同条第4項に規定するファイル」を、「記載し」の下に「、又は記録し」を加える。

第138条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 契約担当者は、電子入札により一般競争入札をするときは、前項の規定にかかわらず、入札者に、同項の入札書の提出に代えて、入札書に記載すべき事項が記録された電磁的記録であつて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が行われたものを、当該電子署名に係る電子証明書（入札者又は見積者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）と併せて、指定の日時までに契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける契約に係る入札をするとき、又は電子情報処理組織における障害の発生その他契約担当者がやむを得ない理由があると認めるときは、前項の入札書の提出をさせることができる。

第139条第7号中「必要記載事項」の下に「（電子入札にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録、電子署名又は電子証明書）」を加える。

第143条中「書面」の下に「若しくは電磁的記録」を加える。

第146条に次の1項を加える。

2 契約担当者は、電子入札により随意契約をするときは、予定価格を契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

第147条の見出しを「（見積り）」に改め、同条第2項中「前項」を「前3項」に改め、「にあつては、見積書」の下に「（電子入札にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 契約担当者は、電子入札により随意契約をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の見積書の徴取に代えて、2人以上の者に見積書に記載すべき事項が記録された電磁

的記録であつて電子署名が行われたものを、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する契約にあつては、1人の者に記録させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける随意契約に係る見積りをするとき、又は電子情報処理組織における障害の発生その他契約担当者がやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の見積書の提出をさせることができる。

別表第1 8 報償費の項支出負担行為に必要な主な書類の欄中「見積書」を「購入伺書 仕様書 予定価格調書 入札書（電子入札にあつては、その結果について契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を出力した書面を含む。以下同じ。） 見積書（電子入札にあつては、その結果について契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を出力した書面を含む。以下同じ。）」に改め、同表14使用料及び賃借料の項同欄中「予定価格調書」の下に「入札書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第2047号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
松山市大可賀三丁目525の4の地先	8 668 31

○愛媛県告示第2048号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

町の名 称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面 積 (平方メートル)
大可賀三丁目	松山市大可賀三丁目525の4の地先公有水面埋立地	8 668 31

○愛媛県告示第2049号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規

定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
松山市大可賀三丁目525の4及び1455の地先	85 094 68

○愛媛県告示第2050号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

町の名 称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面 積 (平方メートル)
大可賀三丁目	松山市大可賀三丁目525の4及び1455の地先公有水面埋立地	85 094 68

○愛媛県告示第2051号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び伊予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
えひめ中央農業協同組合  
松山市千舟町八丁目 128 番地 1  
代表理事 三好 功
- 事業場の名称及び所在地  
えひめ中央農業協同組合加工部伊予工場  
伊予市下吾川1334番地
- 特定施設に関する事項  
(1) 洗浄施設

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第10号 口洗浄施設
特定施設の能力	1時間当たり800リットル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後10日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	間 欠
特定施設の1日当たりの使用時間	3時間

特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0～13.0 最大 1.0～14.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 400
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 300
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 50 最大 75	

(2) 湯煮施設

特定施設の種 類	政令別表第1第10号 水湯煮施設（3基）	
特定施設の能力	1基1回当たり1,200キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後10日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	5時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～7.0 最大 6.0～7.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 700 最大 900
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 300
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 150
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 70
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 20 最大 50	

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	昭和48年12月25日		
処 理 施 設 の 種 類	メタン発酵及び活性汚泥		
処 理 施 設 の 型 式	生物処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 61メートル 横 30メートル 高さ 7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	メタン発酵及び活性汚泥		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 4.0～7.5 最大 3.5～9.0	通常 6.2～8.2 最大 6.2～8.2
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 700 最大 1,000	通常 30 最大 70
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 300	通常 30 最大 70
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 80	通常 10 最大 15
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 30	通常 2 最大 5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1,800 最大 2,000	通常 1,800 最大 2,000	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.2～8.2 最大 6.2～8.2
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 70
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 70
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 2 最大 5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,800 最大 2,000

備考 この他に、生活排水口が1箇所及び雨水排水口が12箇所ある。

○愛媛県告示第2052号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・二及地区）の施行を平成17年11月10日認可した。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2053号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-14)第13945号	平成15年2月26日	(有)テクノグロウス・そ う	宇都宮みち子	松山市溝辺町255	平成17年10月4日	管工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般-17)第8264号	平成17年7月5日	中岩建設(株)	中矢 岩美	松山市西垣生町1573	平成17年10月14日	とび・土工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-12)第13356号	平成13年3月21日	(有)菊池電設	菊池美代子	内子町内子2676	平成17年10月14日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-17)第9850号	平成17年7月4日	オオツカ(株)	大塚 隆二	宇和島市寄松字無月甲1290	平成17年10月18日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(特-12)第10003号	平成12年12月5日	(株)伊予興産	濱田 満則	松山市三番町2-8-10	平成17年10月18日	とび・土工事業	建設業の廃止
(般-13)第13451号	平成13年7月9日	(有)若宮産業	若宮 富義	松山市小野町甲184	平成17年10月18日	建築工事業 大工工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-13)第14830号	平成13年10月3日	オカジマ工業	岡島 芳一	松山市北条辻268-12	平成17年10月18日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般-14)第8247号	平成14年5月26日	菊地建設(有)	菊地 英夫	大洲市森山甲887	平成17年10月19日	土工事業	建設業の廃止
(般-15)第15375号	平成15年7月31日	一貴産業	金山 元重	伊予郡松前町大字筒井1240-3	平成17年10月20日	大工工事業 とび・土工事業 石工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-14)第2217号	平成14年12月10日	出口建設	出口 謙三	宇和島市津島町岩松1003-4	平成17年10月20日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-16)第13019号	平成17年3月30日	(株)エム・ワイ・シー	山本 郷映	松山市南吉田町501-5	平成17年10月25日	土工事業	建設業の廃止
(般-14)第13755号	平成14年7月3日	矢野工業	矢野 賢一	松山市八反地甲1663-1	平成17年10月25日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般-15)第13989号	平成15年4月15日	(有)タウンハウス	大原 光圀	松山市星岡町355-3	平成17年10月25日	建築工事業	建設業の廃止
(般・特-13)第3040号	平成14年1月7日	森貞建設(株)	森貞 真二	東温市樋口1410-2	平成17年10月26日	土工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-13)第14798号	平成13年8月17日	(有)築山企画	今井 逸郎	松山市此花町2-13	平成17年10月27日	土工事業 とび・土工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-13)第266号	平成13年10月6日	(有)首藤組	丹下 通生	西条市玉之江203-4	平成17年10月31日	土工事業 とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第2054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削土生108番1から 同町弓削下弓削123番6地先まで	旧	メートル 32~26.5	キロメートル 0.810	
			新	11.2~43.0	1.047	
"	岩城弓削線	越智郡上島町弓削土生158番2から 同町弓削土生167番地先まで	旧	4.0~13.0	0.086	
			新	11.0~14.5	0.086	

## ○愛媛県告示第2055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削土生87番地先から 同町弓削太田190番1まで	平成17年11月22日
"	"	越智郡上島町弓削太田179番地先から 同町弓削太田58番地先まで	"

## ○愛媛県告示第2056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町松1409番2から 同町松1408番2まで	旧	メートル 9.7~19.6	キロメートル 0.013	
			新	13.0~23.8	0.013	

## ○愛媛県告示第2057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町二名津787番1	旧	メートル 8.4~9.6	キロメートル 0.023	
			新	8.4~13.8	0.023	

## ○愛媛県告示第2058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町二名津787番1	平成17年11月22日

○愛媛県告示第2059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町明神422番地先から 同町明神419番地先まで	平成17年11月22日

○愛媛県告示第2060号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17西建管第1052号 平成17年11月8日	西条市朔日市字御船393番1、393番9及び393番10	西条市大町1707番地 大屋不動産株式会社 代表取締役 伊藤 洋八郎
17松局建（開）第54号 平成17年11月9日	伊予市下吾川字壺丁地610番	伊予市下吾川596番地 向 井 均

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第8号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年11月22日

愛媛県立中央病院長 藤井靖久

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
重油（JIS K2205 1種2号） 約800,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成17年9月26日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二丁目9番12号	52,29円	一般競争入札	平成17年2月15日

正 誤

○正 誤

平成17年11月8日付け第1709号愛媛県告示第1988号（道路の位置の指定）中

ページ	箇所	誤	正
1147	1 道路の位置中	106番	106番1